

6 輸 国 第 4479号

関税割当公表第65号の2

令和7年度上期のとうもろこし（コーンスターチ用）の関税割当て  
について

とうもろこし等の関税割当制度に関する省令（昭和40年農林省令第13号）  
第6条の規定に基づき、とうもろこし（コーンスターチの製造に使用するもの。  
以下同じ。）の関税割当てに関する事項を下記のように定めます。

令和7年4月1日

農 林 水 産 省

記

第1 割当対象物品、用途、割当数量及び通関期限

- 1 割当対象物品 とうもろこし（関税暫定措置法（昭和35年法律第36号）  
別表第1第1005.90号に規定するもののうち、コーンスターチの製造に使用  
するもの）
- 2 用途及び割当数量
  - (1) 糖 化 用 1,035,300トン
  - (2) 一 般 用 388,100トン
  - (3) 新規用途用 77,700トン合計割当数量 1,501,100トン
- 3 通関期限 令和7年9月30日

第2 第2次公表

関税割当制度に関する政令（昭和36年政令第153号）別表で定めるとうもろ  
こしの数量から概ね2等分した数量を差し引いた数量と第1の2の割当数量  
との差（本公表に係る割当てに残量が生じた場合及び令和7年度上期の割当  
て以降、令和7年7月10日までに返納された関税割当証明書に残存数量があ

る場合には、それらを加えた数量)の割当てについては、別途公表(第2次公表)する。

### 第3 その他

関税割当申請書の提出の時期及び提出先、添付書類その他手続に関し必要な事項並びに割当ての基準に関する事項については、令和7年度上期のどうもろこし(コーンスターチ用)の関税割当てについて(令和7年3月11日付け6輸国第4156号関税割当公表第65号)によるものとする。